

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

平成30年5月30日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	斎藤武弘
同	斉藤栄治

記

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等

上下水道部	営業課、水道建設課、浄化センター
教育委員会	東部公民館、霞城公民館

(2) 監査の期間

平成30年4月17日から平成30年5月28日まで

(3) 監査の範囲

平成29年度の事務事業の執行状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(5) 監査の結果

別記1のとおり

2 随時監査

(1) 監査の対象部課等

教育委員会	社会教育青少年課
-------	----------

(2) 監査の期間

平成30年4月16日から平成30年5月28日まで

(3) 監査の範囲

平成29年度の霞城公民館に係る財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の結果

別記2のとおり

別記 1

定例監査結果

部課等名	監査の結果
上下水道部 浄化センター	指摘事項 次のおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 特殊勤務手当支給事務において、電気取扱手当が支給されていないものがあった。
教育委員会	指摘する事項はなかった。

別記 2

随時監査結果

部課等名	監査の結果
教育委員会	指摘する事項はなかった。